

各々職員「正令於三籍」を以て中央、高根、西理の各派の
 日本不炭坑夫組合の亦り、六月廿日午前五時各支店來電
 5、第二回の損害事件

- 一、原因の不明なる不詳なるの良義金に額與せらるゝ懸懸採炭
- 二、組合費取資費の理由不明
- 三、同前の等であるが、其の結果は、其の額に
- 四、吉田炭坑組合の
- 五、炭坑専務視つて吉田炭坑組合も會員前三席の採炭來りたる
- 六、八月八日午後三時中央炭坑の採炭同盟炭坑主専入場制業員
- 七、六月二日懸懸業視各派の採炭亦のころ
- 八、資費審への懸懸採支給（五十圓）

採炭同盟會福岡出張所

財團協同會福岡出張所

ピラ撤布中再び炭坑勞務係員と衝突し、中央炭坑ピラ撤き
 二名は何れも治療日數五日を要する傷害を受け、潤野坑で
 もピラ撤き二名の輕傷者を出したので、組合側では善後策
 協議の結果「持久戦を以て目的の貫徹を期すること」とな
 り且つ無抵抗主義の下に糺弾「ニュース」の發行ピラ撤布等
 専ら文書戦に出でたのである。

3、第三回の傷害事件

今回の賃金問題發生に對し一時靜觀してゐた西部嶺山勞動
 組合に於ても此の機會に日石に對抗して組合の勢力擴大を
 圖らんが爲、六月九日午前六時頃中央礦構内に潜入した二
 名の組合員がアジピラ撤布中、炭坑勞務係に發見され、双
 方口論の末右二名中一名は治療五日を要する打撲傷を受け
 一名は輕傷を負ふに至つた。